令和８年（フ）第３７号
熊本県玉名市山田1836　糠峯団地11棟103号、開始決定時の住所熊本県玉名市三ツ川2269番地１
破産者　高木　義光
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第３８号
熊本県荒尾市住吉町14番地12
破産者　中山　史郎
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和７年（フ）第４７５号
大分県別府市石垣東１丁目７番38―1301号　エスバイエルマンション別府
破産者　井上　　仁
１　決定年月日　令和８年８月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２５１号
釧路市若草町19番８号　住友マンション１階Ｂ、開始決定時の住所釧路市若草町４番19号
破産者　平尾　隆英
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６５号
青森県八戸市大字櫛引字前田29番地６　ビレッジハウスひといち２―303、申立時の住所青森県八戸市大字田向字檀ノ平28番地　作田住宅８号
破産者　西村　勝義
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２０号
青森県三戸郡三戸町大字貝守字下田30番地
破産者　小林　佳太
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和７年（フ）第３３１８号
神奈川県大和市福田１丁目９番地４　ライオンズマンション桜ケ丘駅前304号
破産者　土屋　隆司
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０５号
横浜市旭区上白根２丁目25番６号
破産者　松本　鮎美
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６９号
横浜市青葉区藤が丘１丁目19番地29　藤が丘ビューホームズ302
破産者　中塩　　健
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６７５号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地81―303
破産者　小林　勝次
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８５３号
横浜市鶴見区東寺尾４丁目12番25号　ロイヤルハイツ鶴見103
破産者　金子　貴寛
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０６号
横浜市西区霞ケ丘64番地３　　アーバン霞ケ丘301号
破産者　小山　竹男
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２８号
横浜市都筑区東山田４丁目34番21号　ハイツ鈴木201
破産者　坂野　雄二
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００９号
神奈川県大和市下鶴間2782番地14　プロミネンス市川ＰＡＲＴ１―608号
破産者　今村　浩之
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２２号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目５番地の２
破産者　田中　由香
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第６３５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1065番地の１　相湘15中津ハイツ202、開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原4362番地の６
破産者　前田　富雄
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第１５９号
神奈川県平塚市中原１丁目６番44号
破産者　林　　大晃
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第４５号
新潟県新発田市上館181番地８
破産者　髙野　凌輔
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部